中学校部活動の地域展開についての“おたより”です



令和 ８ 年 ９ 月 号 （No.17）
伊那市立中学校部活動の地域展開協議会
事務局：伊那市教育委員会学校教育課

※ 今回も「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料“地域クラブ活動に関する認定制度”（令和７年 12 月：文部科学省）の内容について、紹介します。

テーマ　認定地域クラブ活動の認定要件について（その４：最終回）

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

＜ガイドラインに示されている認定要件の確認事項＞

１　地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒が在籍する中学校等と共有すること
２　生徒の活動状況や活動成績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2
３　市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時もオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
４　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※１ 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。
※２ 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

伊那市としての考え方

１ 学校部活動と地域クラブ活動の活動方針や指導方針等の共有について
(1) 両者の目指す姿の共有により、同じ方針・方向での活動及び指導を進めること
(2) スケジュール等についても両者の共有により、学習指導要領や各種ガイドライン等の指針等に準拠また遵守した活動を実現すること

２ 地域クラブ活動における生徒の活動状況や活動成績の共有及びその適切な管理について
(1) 生徒の活動状況については地域クラブ活動と保護者等及び学校で共有し、特に生徒の指導等に係る助言及び協力については、関係者のコンセンサスに基づき特に配意すること
(2) 学校部活動と地域クラブ活動で高等学校入学者選抜等における取扱いに差異が生じることがないよう十分に留意すること

３ 市と学校の連携による中学校入学時を含めた児童生徒や保護者等への情報提供について
(1) 入学時オリエンテーションの際、（認定）地域クラブ活動の紹介についても配意すること
(2) 体験活動等の提供を必要に応じて考慮すること

４ 学校施設の使用及び希望する教師等の兼職兼業願提出等への助言について
(1) 認定地域クラブ活動の学校施設の使用にあたっては、条例等に基づき当該施設の空き状況を確認し、使用可の場合には、部活動に次ぎ優先的に使用を認めること
(2) 条例では、日曜日・祝日の学校施設の使用は、「校長と（関係団体の）協議し設定する」となっていることを確認し、適切に対応すること
(3) 教師等の兼職兼業願は、本人の希望等により校長名で提出すること
その際特に「有償ボランティア」であること「労働時間に含まれる」ことに留意する